

中山間地域等直接支払制度 最終評価



埼玉県のマスコット コバトン

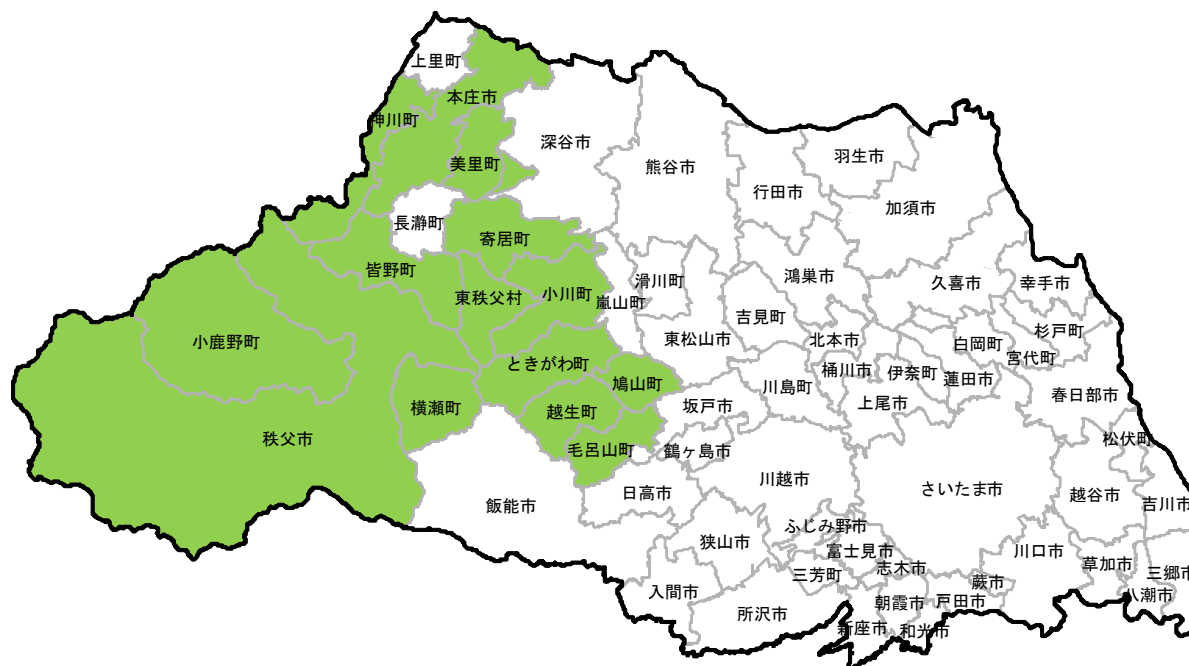
平成26年5月
埼玉県農林部農業ビジネス支援課

1 埼玉県における中山間地域等直接支払制度の取組状況

(1) 実施市町村数 14市町村

秩父市、本庄市、毛呂山町、越生町、小川町、鳩山町、ときがわ町、
横瀬町、皆野町、小鹿野町、東秩父村、美里町、神川町、寄居町

中山間地域等直接支払制度取組市町村



1 埼玉県における中山間地域等直接支払制度の取組状況

(2) 協定数 79協定

□協定種類別

集落協定: 74協定(93.7%) 個別協定: 5協定(6.3%)

□単価別

体制整備単価: 62協定(78.5%)[集落協定57協定、個別協定5協定]

基礎単価(体制整備単価の8割): 17協定(21.5%)[集落協定17協定]

(3) 交付面積 401ha

□地目別

田: 196ha(48.9%) 畑: 205ha(51.1%)

□交付基準別

急傾斜: 156ha(38.9%) 緩傾斜: 230ha(57.4%)

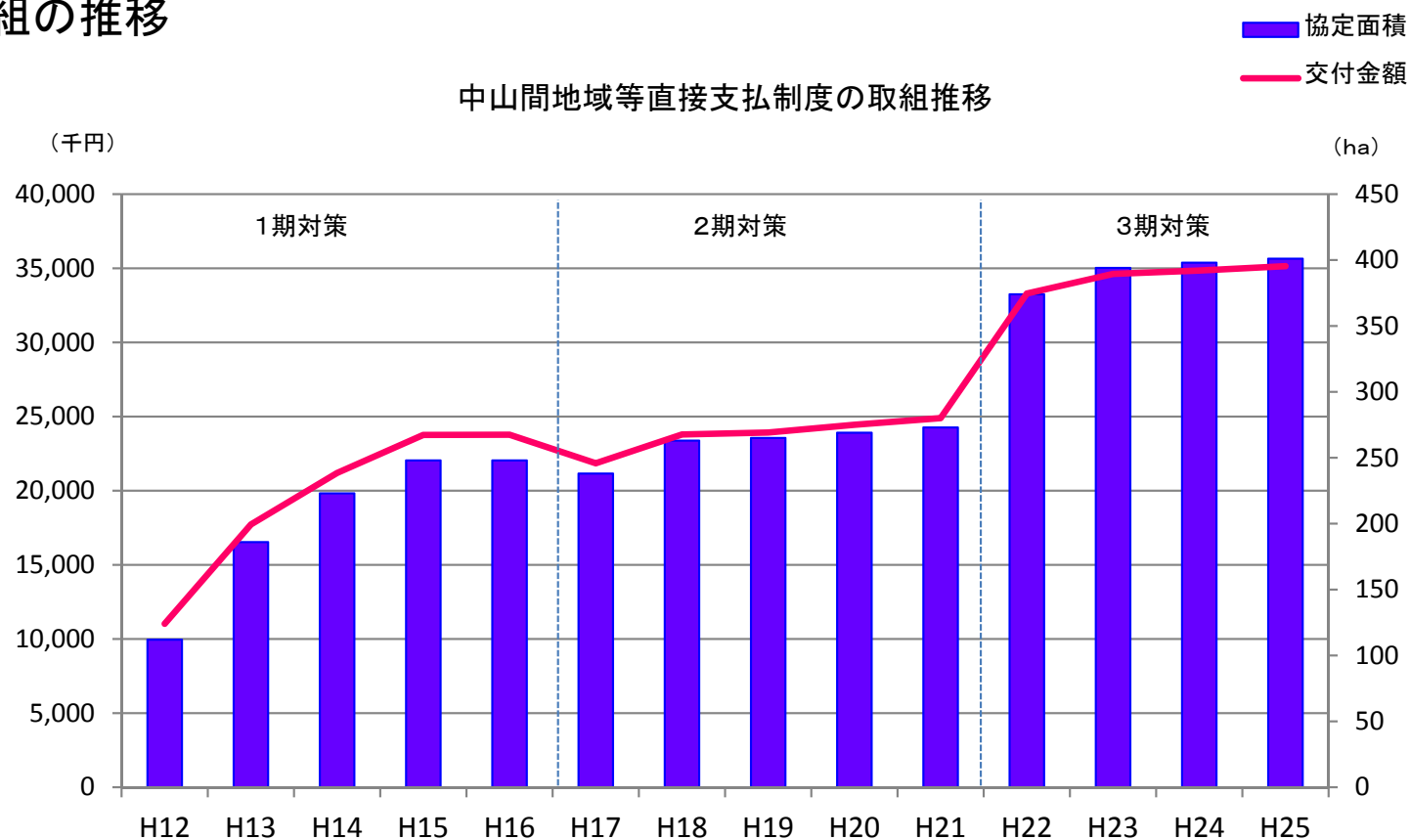
高齢化率・耕作放棄地率: 15ha(3.7%)

1 埼玉県における中山間地域等直接支払制度の取組状況

(4) 交付金額 35,144千円

(うち共同取組活動分18,133千円、個人配分17,011千円)

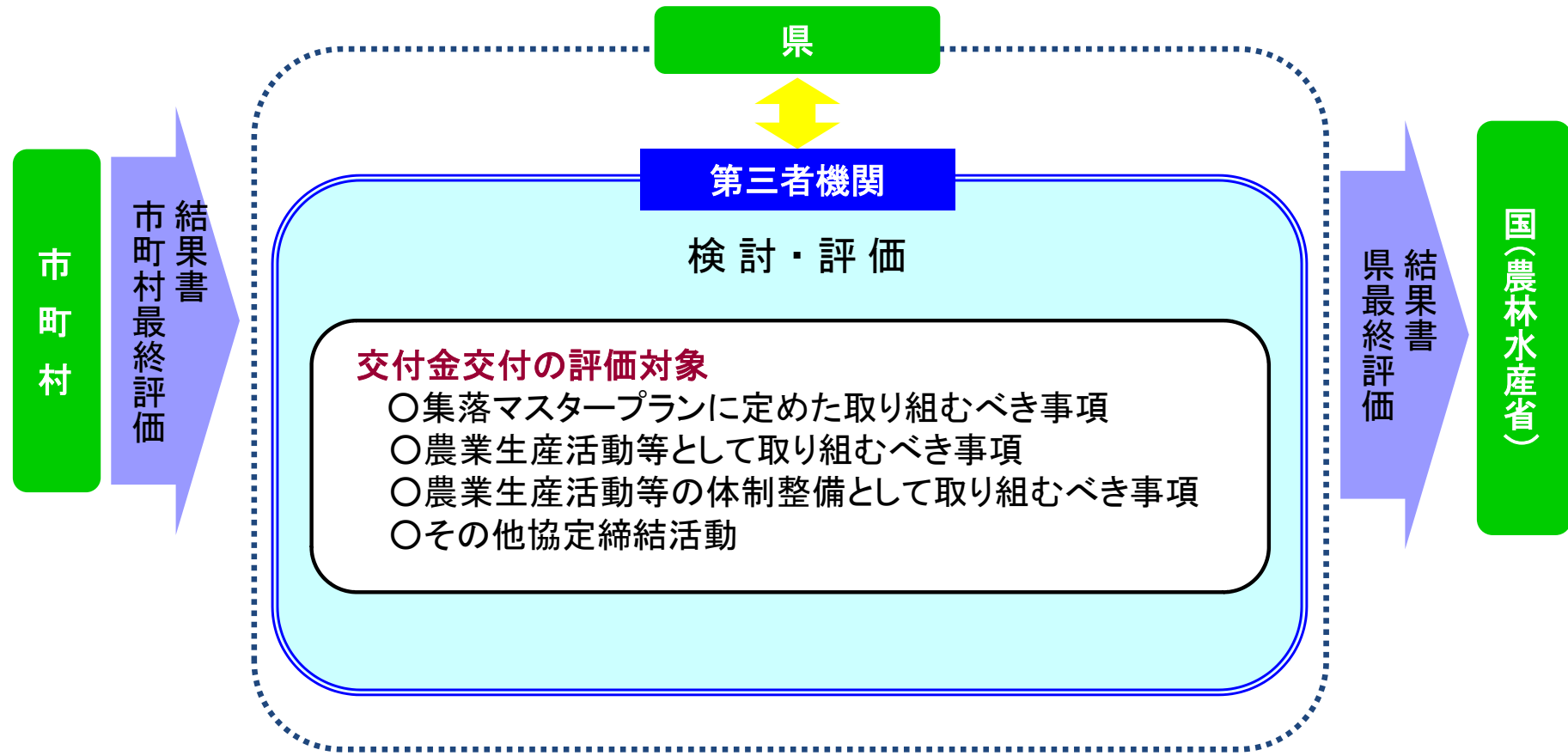
(5) 取組の推移



2 最終評価の実施

目的

最終評価は、市町村段階、都道府県段階並びに全国段階において、集落協定及び個別協定で規定した農業生産活動等として取り組むべき事項等について行い、制度全体の見直し等に活用することを目的とする。



3 市町村の最終評価結果

<交付金交付の効果等>

(1) 集落マスタープランに定めた取り組むべき事項

集落が共同で実施する農地の維持・管理を推進するための活動が明確となる。また、共同活動は地域に連帯感をもたらしている。地域の課題を早期に認識し、課題解決に向けた行動が実施されるなど、地域力の向上が見られた。

集落マスタープラン項目

(おおむね10～15年後の実現を目途とした目標)

○集落における将来像

- ・集積対象者を核とした農業生産活動等の体制整備
- ・集落ぐるみの農業生産活動等の体制整備
- ・地域の実情に即した農業生産活動等の体制整備 など

○将来像を実現するための活動目標と活動計画

- | | |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・協定農用地の拡大 ・機械・農作業の共同化等営農組織の育成 ・高付加価値型農業の実践 ・地場産農産物等の加工・販売 ・農業生産条件の強化 ・新規就農者の確保 | <ul style="list-style-type: none"> ・認定農業者の育成 ・多様な担い手の確保 ・担い手への農地集積 ・担い手への農作業の委託 ・共同で支え合う集団的かつ持続可能な体制整備 |
|---|---|

3 市町村の最終評価結果

<交付金交付の効果等>

(2) 農業生産活動等として取り組むべき事項

○耕作放棄の防止等の活動

農業生産活動に交付金が交付されるのをきっかけとして、2.2haが農振農用地区域に編入され、0.6haの耕作放棄地が復旧された。

耕作放棄されそうな農地については、集落内外の協力を得て農作業を委託したり、農地法面の崩落防止等の定期点検を実施するなど、本制度への取組により耕作放棄の防止に向けた活動が適正に実施された。

(項目)

- ・利用権設定、農作業委託
- ・耕作放棄地復旧、林地化
- ・農地法面の崩壊防止のための定期点検
- ・協定農用地への柵、ネット等の設置 など

○水路、農道等の管理活動

年2回程度の共同活動により、水路28,507m、農道57,344mが適正に管理された。定期的な活動は水路、農道の崩壊箇所の早期発見、改善につながり、農地保全に効果をあげている。

(項目)

- ・草刈り
- ・水路清掃、農道簡易補修 など

3 市町村の最終評価結果

<交付金交付の効果等>

(2) 農業生産活動等として取り組むべき事項

○多面的機能を増進する活動

周辺林地の下草刈りが16haで行われ、鳥獣害や病虫害の防止、景観向上に役立っている。

また、棚田オーナー制度1ha、体験農園が0.7haで実施され、地域農業の活性化に功を奏している。

(項目)

・周辺林地の下草刈り

・棚田オーナー制度、体験農園の開設、運営等

・景観作物の作付

・土壌流亡に配慮した営農

・魚類・昆虫類の保護

など

3 市町村の最終評価結果

< 交付金交付の効果等 >

事例1 (横瀬町寺坂集落)

耕作放棄地の再生等を通して農業・農村が有する多面的機能を農業者が再認識するきっかけとなっている。また、都市住民との交流が促進されるなど、保健・休養機能が維持・増進されている。

棚田の保全(横瀬町)



棚田での田植え体験

後継者不足等のため耕作放棄地が増加

寺坂棚田保存会

都市住民を巻き込んだ

寺坂集落協定
寺坂棚田学校
寺坂棚田オーナーの会
寺坂ふれあい農園学校

多面的機能の維持・増進

景観の保全

観光・保健休養

水源のかん養

3 市町村の最終評価結果

<交付金交付の効果等>

(3) 農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項

○農用地等保全マップの作成及び実践

マップに図示することにより、保全すべき農用地と取り組むべき事項が明確になり、取組が持続的なものとなった。

(マップに定める項目)

- ・農地法面、水路、農道等の補修・改良が必要となる範囲又は位置
 - ・既耕作放棄地の復旧又は林地化を実施する範囲
 - ・農作業の共同化又は受委託等が必要となる範囲
- など

○A要件

加工用途にも向く作物が新たに2ha作付けされ、高付加価値型農業の実践につながったほか、第3セクターや商工会等との連携による地場産農産物等の加工・販売の取組が7件みられるなど、農業経営の向上につながる取組が進展した。

また、5.5haにおいて機械や施設の共同化が実施されるなど、生産基盤の強化に向けた取組も実行された。

(項目)

- | | |
|----------------|-------------|
| ・協定農用地の拡大 | ・新規就農者の確保 |
| ・機械・農作業の共同化 | ・認定農業者の育成 |
| ・高付加価値型農業の実践 | ・担い手への農地集積 |
| ・地場産農産物等の加工・販売 | ・担い手への農作業委託 |
- など

3 市町村の最終評価結果

<交付金交付の効果等>

(3) 農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項

○C要件

高齢化に伴い作業を行うことが困難になる協定参加者が増えていくが、もしもの際の体制が整っているため、協定に参加しやすくなった。

実際に耕作の継続が困難な事態が発生した際には、滞りなく農業生産活動が継続された。

(項目)

・農業生産活動等の継続が困難な農用地が発生した場合の支援体制(集落内外の役割分担等)の取り決め

(4) その他協定締結による活動

○地域・集落の活性化

共同作業や話し合いを通して、住民のつながりが深まり、企業が従業員の福利厚生事業の一環として実施している農業体験を受け入れるなどの新たな取組も始まり、地域の活性化に効果をあげた。

3 市町村の最終評価結果

＜交付金交付の効果等＞

事例2（皆野町立沢集落）

農道の草刈りや柿の剪定を共同で行っているほか、交付金を利用して動力噴霧機を購入し、共同防除も実施している。柿を使った商品開発にも取り組み、地域に活力が生まれている。

柿商品で集落活性化（皆野町）

町の遊休農地解消のための
柿の苗木助成事業を活用



集落共同で柿の選定作業

連携

皆野町
柿生産組合
皆野町商工会

地場産農産物の
加工・販売

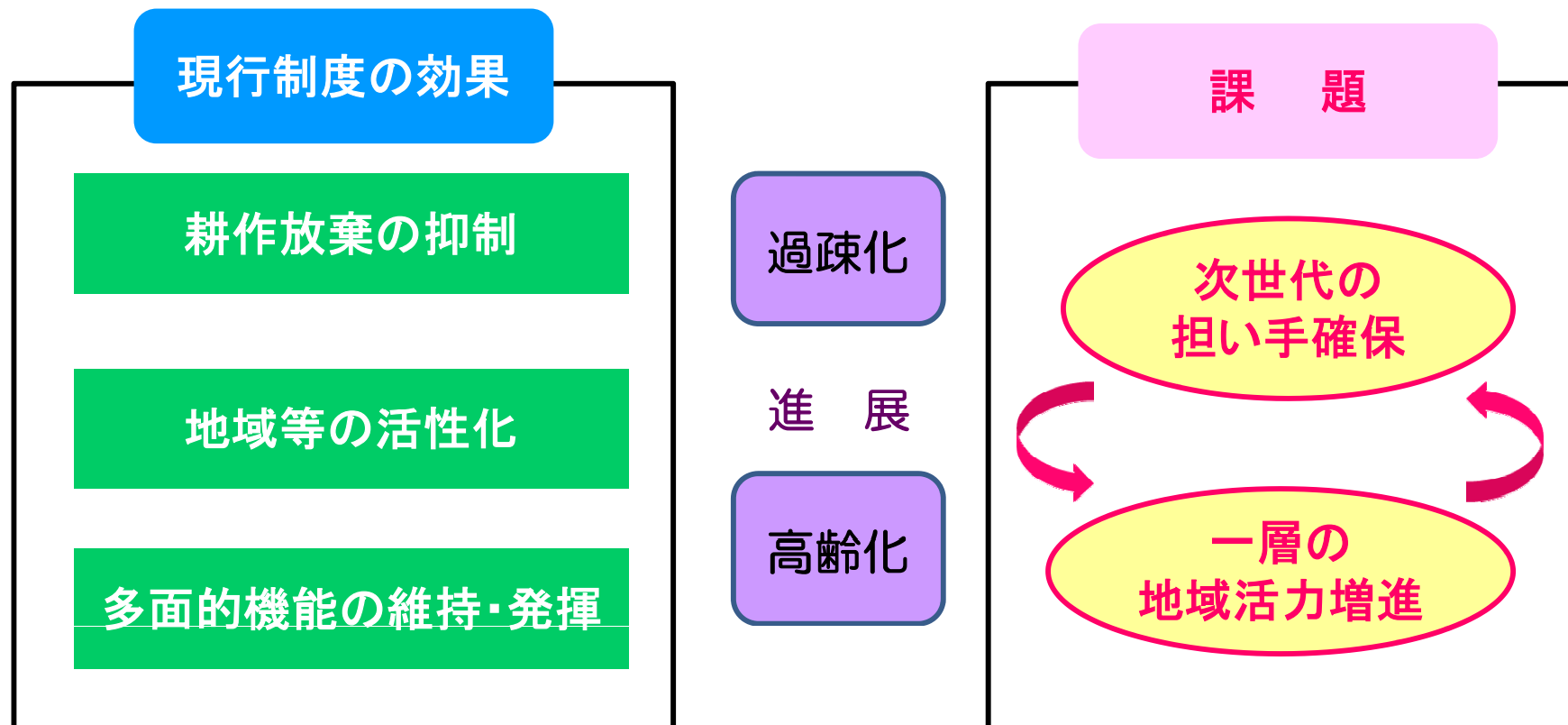


柿チップ・あんぽ柿

4 制度の成果と課題

制度は農業者の作付意欲を向上させ、耕作放棄地の発生防止、集落の活性化、多面的機能の維持・発揮に結び付いている。

しかし、多くの集落では過疎化、高齢化が深刻であり、新たな担い手の確保が急務となっている。



5 県最終評価(案)

- 本制度は中山間地域における農業生産活動や農地の維持管理に大きな役割を果たしている。
- 一方、集落では、過疎化や高齢化がますます進行している。今後、中山間地域の農業を支えてきた昭和一けた世代の農業者が引退していき、現行活動の維持が困難となる。
- 中山間地域以外の住民に、多面的機能の維持・増進など中山間地域の持つ役割への理解を深めてもらい、地域内外の住民が一体となって、この地域の将来を支えていかなければならない。
次世代の担い手確保と地域の活性化を車の両輪として、外部との交流を促進する好循環を生み出していくことが望まれる。
- 今後も本制度の活用なくして、中山間地域の農地保全は困難であり、制度の存続が望まれる。更には、多くの地域で直面している担い手確保問題を解決するための実効性のある制度の拡充が切望される。